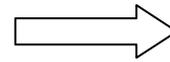


公共工事における入札談合事件の摘発を踏まえた談合排除の必要性  
随意契約における不透明性・非効率性についての指摘



公共工事における入札契約の改善  
随意契約の適正化

## 公共工事等の入札契約の改善

### 1. 公共工事の入札契約の改善

#### 一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充(18年度～)

予定価格2億円以上の工事は基本的に一般競争方式に移行  
(金額ベースで対象工事の概ね3分の2をカバー)(2億円未満もできる  
限り導入に努める)

総合評価方式の拡充(国交省の目標値(金額ベース50%超)を参考に今  
年度中に目標値設定) 評価項目の複数化・多様化を通じ談合抑制。

国以外の発注者への普及

中央建設業審議会における条件整備の中間とりまとめ(17年度中)

市場機能を活用した企業評価のための入札バンド  
本格的技術力競争のための多段階審査等  
透明性・公正性確保のための第三者機関の活用

#### 一般競争方式等の入札契約手続きの改善

入札情報の公表方法の透明性等の向上 インターネット公表 等  
入札契約過程の監視の強化  
入札監視委員会の活用、公正取引委員会との連携強化 等  
ペナルティの強化 入札参加の停止期間最長24ヶ月のルール化 等  
電子入札の一層の活用  
「談合情報対応マニュアル」策定を全省庁に拡大

### 2. 公共工事以外の入札契約の改善

適切な入札参加資格の設定や仕様書作成  
予定価格の適正な設定等

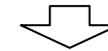
## 随意契約の適正化

### 1. 随意契約の緊急点検と随意契約見直し計画の作成

公益法人等と締結された全ての随意契約(17年度)について点検  
(重点点検項目)  
随意契約によった理由  
・「契約の性質又は競争を許さない場合」による契約  
・再委託の状況



点検結果の中間報告(17年度末時点の状況)  
問題のあったもの、見直しの余地があるものについては  
18年度以降、委託等を取り止め  
一般競争入札等への移行 等



「緊急点検結果の一覧表」及び「随意契約見直し計画」を18年  
6月を目途に公表  
公共調達適正化関係省庁連絡会議に報告、各省庁HPに掲載

### 2. 随意契約の公表の充実等

随意契約の公表の適切な実施  
財務省通知(H17.2.25)の実施状況の点検及び改善  
随意契約公表ゲートウェイの新設  
本省庁のHPから、全ての地方支分部局等のHPへ直接リンク  
公益法人等との随意契約理由を具体的かつ詳細に記載  
公益法人等との随意契約に係る決裁体制の強化  
公益法人等との随意契約に係る内部監査の重点実施

## 公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議の設置について

平成17年12月26日  
関係省庁申合せ  
平成18年2月15日  
一部改正

1. 公共工事の入札契約の改善その他の公共調達の適正化について、関係省庁間の緊密な連携を確保し、施策の円滑な実施を図るため、内閣に、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 議長  | 内閣官房副長官補           |
| 構成員 | 内閣法制局総務主幹          |
|     | 人事院事務総局総括審議官       |
|     | 内閣府大臣官房長           |
|     | 宮内庁管理部長            |
|     | 公正取引委員会事務総局官房総括審議官 |
|     | 警察庁長官官房長           |
|     | 防衛庁防衛参事官           |
|     | 金融庁総務企画局総括審議官      |
|     | 総務省大臣官房長           |
|     | 総務省自治行政局長          |
|     | 法務省大臣官房長           |
|     | 外務省大臣官房長           |
|     | 財務省大臣官房長           |
|     | 財務省主計局長            |
|     | 文部科学省大臣官房長         |
|     | 厚生労働省大臣官房長         |
|     | 農林水産省大臣官房長         |
|     | 経済産業省大臣官房長         |
|     | 国土交通省大臣官房長         |
|     | 国土交通省総合政策局長        |
|     | 環境省大臣官房長           |

|        |                   |
|--------|-------------------|
| オブザーバー | 公正取引委員会事務総局経済取引局長 |
|        | 衆議院事務局庶務部長        |

参議院事務局管理部長  
最高裁判所事務総局経理局長  
会計検査院事務総局次長

- 3．連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4．連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、財務省及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5．前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。